

伊予市下水浄化センター民間連携再エネシェアリング調査業務プロポーザル に関するヒアリング傍聴要領

伊予市では、「伊予市下水浄化センター民間連携再エネシェアリング調査業務」に関するプロポーザル審査の透明性を高めるため、ヒアリングの傍聴を希望する方に対し、一定の条件のもとで傍聴を認めています。

この傍聴にあたっての申込方法や留意事項等について、次のとおり定めます。

※この要領は、令和7年7月1日から適用します。

1 傍聴者の定員

傍聴者の定員は、5人とします。

2 傍聴の申込方法

- (1) ヒアリングの傍聴を希望する方は、開催日の2日前（閉庁日を除く。）の午後5時15分までに、傍聴申込書（別紙）に必要事項（ヒアリングの名称、住所、氏名、電話番号又はメールアドレス等）を記入の上、環境政策課（事務局）へ直接、郵送、またはEメールにて提出してください。
- (2) 傍聴の受付は先着順で行い、定員に達し次第、締め切ります。
- (3) 傍聴の可否については、ヒアリング開催日の前日までに事務局から申込者へ連絡します。
- (4) 傍聴当日は、受付にて本人確認のため、身分証明書の提示をお願いする場合があります。

3 ヒアリング会場での受付及び手続

- (1) 会場への入室は、ヒアリング開始時間の15分前から可能です。
- (2) 入室にあたっては、会場前の受付で氏名、住所等を記入していただきます。
- (3) 次に該当する物品・服装等を有する方の入室はお断りします。
 - ・プラカード、のぼり等、主義主張の表明に用いる物
 - ・たすき、ゼッケン等、政治的・社会的主張を含む衣類や装飾

4 傍聴できない方

次に該当する方は、傍聴をお断りします。

- (1) 市民でない方（伊予市自治基本条例第3条に規定する市民をいう。）
- (2) 人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯している方
- (3) 酒気を帯びていると認められる方
- (4) 上記のいずれかに該当するほか、ヒアリングの進行を妨害するおそれがあると伊予市下水浄化センター民間連携再エネシェアリング調査業務審査委員会委員長（以下「委員長」という。）が判断した場合
- (5) ヒアリングの参加表明者及びその関係者

5 傍聴における遵守事項

- (1) 発言に対し、拍手や賛否の表明、威圧的な態度などの行為を行わないこと。
- (2) 会場内での発言は一切禁止します。
- (3) 会場内での飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑となる行為をしないこと。
- (5) 写真撮影、録音、録画等を行わないこと。
- (6) 携帯電話は必ず電源を切るかマナーモードに設定し、操作は控えること。

(7) その他、会場の秩序を乱す行為やヒアリングの進行を妨げる行為を行わないこと。

6 ヒアリングの秩序維持

(1) 傍聴者は、ヒアリングに際して、委員長および職員の指示に従ってください。

(2) 上記の規定に違反した場合、委員長は当該傍聴者に対し注意を行い、従わない場合は退場を命じることがあります。

7 個人情報の取扱い

傍聴申込書に記載された個人情報は、本ヒアリングの実施および傍聴管理の目的に限り使用し、適切に管理します。

傍聴申込書

ヒアリングの 名称	伊予市下水浄化センター民間連携再エネシェアリング調査業務 プロポーザルに係るヒアリング
ふりがな 氏名	
住所	※住所が市外の場合はいずれかを選択してください。 <input type="checkbox"/> 市内通勤 <input type="checkbox"/> 市内通学
電話番号	
メールアドレス	
備考	